

認証施設の取組例 (抜粋)
～ 4 使用水の衛生管理

認証施設の取組例 (抜粋) ~ 給食 調理

主に共通基準に該当する箇所を一部抜粋したものです。

水質検査

毎日の使用水の確認は次のとおり実施する。

実施時間	作業開始前及び作業終了時
検査場所	厨房内下処理場の水道水
検査方法	濁り、臭い、味、残留塩素濃度 (検査薬により)を確認する。
異常時の対応	検査の結果、異常が見られた場合は直ちに水の使用を停止し、担当業者へ連絡する。

水質検査は年に1回、次のとおり実施する。

実施日	4月
検査場所	屋上の貯水槽
検査方法	検査機関 ()に指定9項目の検査を依頼
異常時の対応	検査の結果、異常が見られた場合は直ちに水の使用を停止し、保健所へ連絡する。給水車の到着を待って業務を開始する。

水質検査

- 使用水 水道水 (小規模貯水槽水道)
- 毎日の使用水の確認は、作業開始時に、味、臭い、色、濁り、残留塩素濃度について実施する。水は、調合室の水道から採取する。
- 年に1回の水質検査は、検査機関 () に依頼する。(検査項目 : 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH、味、臭気、色度、濁度)
- 貯水槽の清掃は年に1回専門業者 () に依頼して実施する。
- 毎日及び年に1回の使用水の検査、貯水槽の清掃について記録する。
- 使用水の検査結果が不適となった場合の対応
 - ただちに水の使用を停止し、責任者に連絡を取り、保健所に連絡する。
 - 専門業者に原因究明を依頼する。
 - 水質検査の結果が適となってから水道水を使用する。

水質検査

使用水	水道水
確認頻度	作業開始時
確認項目	味、臭い、色、濁り
確認方法	コップに水を取り、目視で色、濁りを、飲んで味、塩素の臭いを確認

- 確認結果は使用水点検表に記録する。
- 不適の場合の対応
 - 全作業室に連絡し、ただちに水の使用を中止する。
 - 大量の水を流し、再確認する。
 - 再確認で不適の場合、市役所給水課に連絡する。
 - 原因究明と改善策により適となったら使用する。
 - 不適時の対応を記録する。